

## 意見募集結果の概要およびいただいた意見への回答（案）

令和6年2月1日～令和6年3月1日に意見公募手続を実施し、11名1団体から、34件の意見をいただきました。

- ※1 重複しているご意見については、1つの枠にまとめています。
- ※2 本計画に関連のない意見については、本表に掲載しておりませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
- ※3 計画本文について一部加筆・修正を行ったため、参照いただくページが変わっている部分があります。

素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P1	P1	<p>本計画では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」による定義に則り、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を表す語として「ホームレス」を用いているものと思われる。</p> <p>しかしながら路上生活ないし野宿状態は不安定居住状態と連続的に移行しうるものであり、自立支援を考える上で「ホームレス」状態を路上生活・野宿状態に限定することは合理性に欠ける。本計画の趣旨に照らせば、「ホームレス」は広義のホームレス、すなわち不安定居住状態までを一体的に捉えた語として用いるべきだろう。</p> <p>さらに、「ホームレス」の由来である「homeless」は、「住まいがない状態」を表す形容詞であり、人そのものを指す語ではない。「ホームレス」が路上生活者・野宿者そのものを指すことにより、固定化されたイメージを増長し、その実態の捕捉範囲も限定してしまうおそれがある。「ホームレス」という語は不安定居住状態までを含む概念として、形容詞的に用いられるべきであり、人を指す際には「ホームレス状態の人」などと表現するのが妥当である。</p>	<p>「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」において、ホームレスの定義として「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」とされており、本計画では当該法の定義に基づいて記載しております。</p>
P1	P1	<p>「ホームレス」ではなく「ホームレス状態にある人」と表記してください。</p> <p>時々、BIG ISSUEの販売員さんと接します。その方を思いだすと、「ホームレス」と表すことに違和感を覚えます。</p> <p>支援する側との区別を感じます。</p> <p>それは、後のページの取り組みとも関わることと思います。</p> <p>言葉の問題だけではありませんが、尊重する姿勢を皆で持つべきです。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	

素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P3	P3	<p>「2 東京都におけるホームレスの現状」では、ホームレス（路上生活者）の概数調査及び生活実態調査に基づいて記述されている。一方で、P17の本計画の「基本目標」では、住居喪失不安定就労者等への取り組みについても明記されており、本計画はいわゆる広義のホームレスをも対象としている。よって、「2 東京都におけるホームレスの現状」においても広義のホームレスの現状について示すことが望ましい。以前ネットカフェ等の商業施設を対象におこなわれた「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」を継続的に実施するとともに、派遣社員寮等、これまで実態把握が十分でなかった不安定居住の形態も視野に入れた調査を行なうなど、積極的に実態把握を図ることを期待する。</p>	<p>東京都では、住居喪失不安定就労者等を支援するT O K Y Oチャレンジネットや、ホームレスの就労自立を支援する自立支援センターなどを通じて、ネットカフェの利用者状況の把握を行っております。</p>
P32	P33	<p>「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応」について 第4次計画では、この項目において、東京都が平成30年1月に発表した「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」の結果が記載されていましたが、都はその後、同様の調査を実施せず、今回の計画（素案）では調査への言及が一切なされていません。 繰り返しになりますが、東京都が「PDCAサイクル」（P46）を重視すると言うのであれば、定期的に「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」を実施することを計画に明記し、その結果をもとに施策の効果検証をおこなってください。</p>	
P3	P5	<p>「2 東京都におけるホームレスの現状」においては、P30で触れる夜間概数調査（「令和3年度から国河川を除く23区において」実施し、「確認された路上生活者は日中と比べて多い」）の結果も記し、既存の調査との違いやその要因について分析すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえまして、夜間概数調査に関する記載を追加しました。</p>
P10	P10	<p>ホームレス状態にある者の健康状態について、詳細な調査をしてください。 限定的ではありますが、豊島区内で路上生活状態にあった者80名を対象とした調査の結果では、その62.5%が精神疾患を有していたと報告されています。（2011.森川ら「東京都内の一地域におけるホームレスの精神疾患有病率」） 調査の上で、精神科医・保健師・精神科認定看護師・精神保健福祉士らによって早期に治療や支援に繋げていくことが、有効な施策効果に結び付くものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化に伴い、健康状態の悪化等健康不安の増加に対応するため、都区共同事業の巡回相談に医師・看護師等も同行し、健康面からの相談も受け、センター職員が必要に応じて福祉事務所への相談への同行や、病院への救急搬送等を行っています。（P28 参照）</li> <li>・健康状態の悪いホームレスが、必要な医療サービスを受けることができるよう、引き続き医師・看護師等を伴った巡回相談を実施していきます。（P28 参照）</li> </ul>

素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P15	P16	<p>「2 東京都における取組状況」に関して 東京都は2014年12月に発表した「東京都長期ビジョン～『世界の都市・東京の実現を目指して』」において、「全てのホームレスが地域生活へ移行」を2024年度までの政策目標として掲げていました（「政策指針17」） 「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）」でも、「平成36年度末（2024年度末）までに自立の意思を持つ全てのホームレスが地域生活へ移行するという目標」への言及がありました。 しかし、今回の第5次計画（素案）では、この政策目標への言及が一切ありません。 この政策目標は当初から実現可能性が低いこと、東京五輪の開催を名目に「ホームレス」当事者の自己決定権を尊重しない施策が強行される危険性があることが指摘されていましたが、東京都が「PDCAサイクル」（P46）を重視すると言うのであれば、一度掲げた政策目標について言及しないのは誠実な態度とは言えません。 政策目標を撤回あるいは目標年次を延期するのであれば、その旨を明記してください。また、当初の目標設定に実現可能性がなかったこと、目標設定のプロセスにおいて当事者や支援団体との対話を経なかったことへの反省も明記してください。 目標を目指したにもかかわらず、達成しなかったと評価するのであれば、従来の支援策の何が不十分であったのか、検証してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都では、ホームレスの方の就労自立と地域生活への移行を促進するため、特別区と共同で自立支援センターを設置し、緊急一時保護から職業紹介までの一貫した支援を実施してきました。</li> <li>・また、路上生活が長期化し、高齢化したため、就労を基軸とした従来の自立支援システムによる自立が困難なホームレスが地域生活できるよう、平成29年度からモデル事業として2ブロックで実施していた支援付地域生活移行事業について、令和元年度から都内全域で本格実施しました。</li> <li>・本計画の策定にあたっては施策評価を行っており、自立支援センターにおいて、入所後の早い段階から一貫した就労支援を行うことや、自立支援住宅において地域での生活訓練を行うことは、自立支援センター利用者の自立促進に効果があるため、引き続き行っていきます。</li> <li>・支援付地域生活移行事業についても、今後も、路上生活者対策事業を取り巻く社会情勢の変化等を注視し、都区で支援に関する情報を共有するとともに、事業の在り方について引き続き、検討していきます。</li> </ul>
P15	P16	<p>これまでは多床室だった自立支援センターの個室化を評価します。 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症は、感染拡大のリスクが多床室において著しく高まります。新型コロナウイルス感染症の流行以降、多床室である自立支援センターの利用者は少なくなっています。また、多床室は見ず知らずの他人との共同生活となり、不要なトラブルを誘発し、入所者の失踪や無断退所に繋がります。 自立支援センターは生活保護法事業ではありませんが、最低生活保障や自立助長の観点からも、個室化によって効果的な支援の実施に有効と考えます。 ホームレス状態の者に対して自立支援センターの個室化を積極的に広報・案内することで、自立支援センターの利用率向上にも繋がると考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援センターの設置に当たっては、プライバシー配慮や感染予防等の観点から、居室は個室を基本とします。（P20 参照）</li> <li>・個室化されたセンターが設置されたブロックにおいては、巡回相談等において個室化されたセンターの広報・案内を行っていきます。</li> </ul>
P15	P16	<p>都区共同事業での「路上生活者緊急一時保護事業実施要綱」の、第2条定義 丸数字1の「路上生活者」の定義における「特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、」のうち、「で、」以下を削除して下さい。 今回の第5次計画のどこにも、また計画の根拠法である、生活困窮者自立支援法にも、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法のどこにも、上記のようなホームレスの定義はありません。法律ではない「実施要綱」でこのような制限ができるはずはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都区共同事業では東京都と特別区の協定に基づき路上生活者対策事業実施大綱を定めています。</li> <li>・路上生活者対策事業の各種要綱については、大綱に基づき実施する事業に関し必要な事項を定めています。</li> </ul>



素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P16	P17	近年、外国籍の方、移民や難民として来日した方達が家族ごとホームレス化してしまっているという現状もあるようです。彼らのことも忘れることなく自立支援へと繋げるようお取り計らいください。また、仮放免状況の方の場合は就労はできませんので、住居確保の為に何らかの公的な福祉支援が行われるようになることを望みます。	<p>都の考え方・対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援センター事業における緊急一時保護事業・自立支援事業の事業対象者は「特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常の生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）第1条又は難民の地位に関する議定書（昭和57年条約第1号）の規定による難民をいう。」と定めております。</li> <li>・仮放免制度の運用については、国が行うものと認識しております。</li> </ul>
P18	P19	ホームレス状態にある難民、移民、仮放免者が支援対象から締め出されることのないよう、運用時に対策を講じてください。	
P23	P24	国籍を問わないホームレス保護政策の実施を要望します。	
P23	P24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都区共同で運営する「自立支援センター」は生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業等に基づき実施されています（p.23）。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度はその対象者を国籍や在留資格の種類・有無で制限していません。</li> <li>・そのため、一時生活支援事業（自立支援センター）も国籍や在留資格の種類・有無で制限することは法的にできません。</li> <li>・しかし、実際には在留資格のない人などは窓口で対象外とされ利用できないという事例を聞きます。</li> <li>・そこで、東京都は「計画」において、困窮者自立支援制度の趣旨に鑑み、自立支援センターの対象者を国籍や在留資格の種類・有無にかかわらずないことを明記してください。</li> <li>・支援団体の調査では、5人に1人の仮放免者が路上生活の経験を有していることが明らかになっています。</li> <li>・さらに、世界情勢の動きと連動するように日本にも逃げてくる難民が増加する中で路上生活を強いられる人（子供含む）が増加していることが明らかになっています。</li> <li>・これら難民や仮放免者を自立支援システムで保護することは「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨に鑑みても問題はありませし、むしろ法の趣旨に鑑みれば積極的に保護すべき対象でもあります。</li> <li>・国籍を問わないホームレス保護政策の実施を要望いたします。</li> </ul>	
P34	P35	<p>「緊急に行うべき援助の実施」について</p> <p>2021年以降、ホームレス支援に取り組む各民間支援団体に、仮放免状態の外国人の相談が増えています。つくろい東京ファンド、北関東医療相談会、ビッグイシュー基金の3団体が実施した「仮放免者住居調査報告」では、仮放免者の22%が「路上生活の経験あり」と回答しました。</p> <p>また、2022年以降は新規に入国をしたばかりの難民認定申請者がホームレス化する事例も増えており、新聞等でも大きく報道されています。中には、子ども連れや妊婦で路上生活になってしまっている人もいます。</p> <p>現状では、在留資格がない外国人や短期の在留資格しか持たない外国人は、自立支援センター等のホームレス支援施策を利用することができません。</p> <p>外国人のホームレス化という問題を人道問題として捉え、緊急的な援助（特に宿泊・医療）を早急に検討・実施してください。</p>	
P34	P35	仮放免中や難民認定申請中の外国人がホームレス状態にいたる事例が報告されており、中には健康状態が著しく悪化していることも少なくない。既存の支援制度ではカバーできない場合も多いため、緊急的な人道上の措置として国籍によらず「ホームレス」状態にある者に対しては緊急援助を行なっていただきたい。	

素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P18 ～23	P19 ～24	<p>巡回活動の中で、新たに野宿を余儀なくされた人々をいち早く発見し、路上での生活に諦めを持って「慣れて」しまう前に、しかるべき道を示すことで、路上脱却が早くなる。</p> <p>巡回相談事業で接触した路上生活者について、即時の医療機関の案内や生活保護の適用、自立支援センターへの入所などにより、路上以外の場所にすぐ移動・宿泊させることができる仕組みが必要。</p> <p>また、施設管理者に巡回相談員が同行して巡回することは、巡回相談員が路上生活者との信頼関係を喪失する恐れがあり反対。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談に際しては、区や施設管理者とも情報共有をしながら路上生活者の早期の発見・接触到努めるとともに、巡回相談員による福祉事務所への連絡や同行などを行っております。</li> <li>従来の施設管理者による巡回では、福祉的な案内ができない場面もありましたが、自立支援センター職員が同行することで福祉的な案内もできるようになると考えております。</li> </ul>
P20	P21	<p>自立支援センターのあり方について、個室化を進める点は大いに評価できる一方で、規模縮小や今後担うべき機能については再考の余地があると考えます。</p> <p>自立支援センターは個室化により緊急一時保護シェルターとしての質を高め、利用ハードルを下げることでより多くの需要が顕在化される可能性があり、規模については縮小ありきで進めるべきではない。</p> <p>また、「ホームレス」から不安定居住状態にある者までを連続的に捉えることで、改めて自立支援システムと他制度との機能分担について検討・整理を図るべきだろう。</p> <p>その上で、前述のように緊急一時保護用の個室シェルターは一定程度維持しつつも、早期に（期限付きでない）居宅を確保した上で支援が提供される、ハウジング・ファースト型の支援体制に再編していくことが望ましいと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援センター本体施設利用率や、自立支援住宅の利用率が5割以下と、事業全体の利用者が低下傾向にあり（P18 参照）これらの事情も勘案し規模を縮小していません。</li> <li>自立支援センター本体施設や自立支援住宅の入所状況がひっ迫する場合には、新たに住宅等を借り上げることを想定しております。</li> <li>自立支援センターでは、緊急一時保護から就労自立まで一貫した支援を行っています。</li> </ul>
P20	P21	<p>自立支援センター事業における自立支援住宅について、ホームレス状態の女性に限定して直接入所による支援を行うことが明文化されました。これについては、性別を女性に限定せず、男性や性的少数者(LGBTQ)も直接入所を認めてください。</p> <p>自立支援住宅等の定員が30名から20名に削減されることに反対します。</p> <p>自立支援住宅への直接入所のような「ハウジングファースト」型のアプローチが有効であることは、既に様々な研究成果に示されているとおりです。</p> <p>居住支援協議会や居住支援法人等と連携し、東京都内でも増加傾向が続いている空き家を積極活用することが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的マイノリティのホームレスの入所決定にあたっては、福祉事務所で丁寧にアセスメントを行い、本人の意向を踏まえて、必要な配慮を行った上で、本体施設での支援とするか、自立支援住宅での支援とするかを決定します。</li> <li>自立支援センター本体施設利用率や、自立支援住宅の利用率が5割以下と、事業全体の利用者が低下傾向にあり（P18 参照）これらの事情も勘案し規模を縮小していません。</li> <li>自立支援センター本体施設や自立支援住宅の入所状況がひっ迫する場合には、新たに住宅等を借り上げることを想定しております。</li> </ul>
P20 ～21	P21 ～22	<p>「利用者層の変化に対応した支援」について 「女性のホームレス」、「性的マイノリティのホームレス」、「路上生活者の家族」に対しての配慮が盛り込まれたことは評価します。</p> <p>その一方で、多様化する相談者に対して、都区行政が施設入所を前提とした支援を続ける限り、当事者のニーズから遠ざかる一方です。</p> <p>東京都として、従来のパターンリズミ的な支援のあり方を転換し、「住まいは基本的人権である」という理念のもと、利用者の自己決定権を尊重する「ハウジングファースト」型の支援へと舵を切ると明言すべきだと考えます。</p> <p>また、「支援付地域生活移行事業」については、路上生活の当事者から利用方法や入居後の流れがわからないという声が寄せられています。どのような事業規模、受付方法、支援プログラムで実施するのか、明記してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援センターでは、ホームレスの方を一時的に保護し、居住場所を確保した上で、心身の回復を図りながら支援方針を決定し、アパート確保のための相談も含めた就労自立を支援しております。</li> <li>支援付地域生活移行事業については、路上生活の当事者に対し、巡回相談等を通じて事業の利用方法や内容について丁寧な説明を行っております。</li> <li>ご指摘を踏まえまして、支援付地域生活移行事業に関する記載を追加しました。</li> </ul>



素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P24 ～25	P25 ～26	<p>かつて「軽作業労働」などが課題としてあった頃もあったが、それは現在あまり機能していない。唯一機能し、継続されているのが、玉姫職安による、山谷対策でもある、都の公共事業への「特出し」であり、これには渋谷、新宿、池袋等、地理的には離れていても「段ボール手帳」を取得し、それ相応の路上生活者が従事している。</p> <p>最低限、週に2回就労があれば、簡易旅館やネットカフェなどで時には身体を休められる程の収入となる。なるべく野宿をしなくても済む程度、仕事を役所が出すのも対策上とても意義があると思われる積極的に都自ら「軽作業労働」を出して行く姿勢も問われていると思われる。</p> <p>「常雇い」で自立させたいと云う希望は判らなくはないが、路上生活者のすべてが、自立支援センターで就労自立できるエリートばかりではない。様々な経験と共に、様々なメンタル面での傷も深く負っている。就労支援から入って、「半福祉、半就労」につなげる手法を明確に方向性をもって編み出していくべきであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別就労対策事業は山谷地域の日雇労働者の就労機会を提供することを目的として実施しております。</li> <li>・自立支援センターでは、利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価（就労アセスメント）を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援しています。（P20 参照）</li> <li>・自立支援センター利用者のうち、就労自立が困難な利用者については、更生施設等の活用により、再度路上に戻ることなく地域で生活できるようにします。（P21 参照）</li> </ul>
P25	P26	<p>「身元保証の確保」について</p> <p>「身元信用保証事業」が効果的に実施されるための具体策を明記してください。</p> <p>また近年、就職活動のために携帯電話の確保が必須になっています。通信手段を確保するための支援策についても盛り込んでください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ジョブステーションは、求人提供企業に対して、企業訪問による人事（採用）担当者との直接面談にて事業内容の説明を行っています。この説明において、引き続き、身元保証人の条件緩和（緊急連絡先への変更等）の依頼とともに、「身元信用保証事業」の内容の具体的な説明を徹底していきます。</li> <li>・自立支援センターでは、携帯電話の確保において、住民票などの身分証明があれば契約が可能な業者や、その申請を支援する団体などを紹介しております。</li> </ul>
P26	P27	<p>「①公営住宅の入居斡旋」について、自立支援センター退所者向けの都営住宅の割当戸数が20にとどまっているが、増加すべきである。また、住居喪失不安定就労者が利用する一時住宅の退居者に対しても都営住宅の割当があると良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅の特別割当てについては、毎年度定める公募計画において、居住の安定について特別の配慮が必要であると認められる方に対して割り当てるべき住宅の戸数を決定しています。</li> </ul>
P26	P27	<p>「②低家賃住宅の確保」については積極的に取り組んでいただきたい。特に、居住支援が必要な者に対しては住宅確保についてのアドバイスにとどまらず、物件探しや契約に至るまでの具体的なサポートが必要となる。また、住居確保給付金よりも柔軟に活用できる東京都独自の家賃補助制度の創設や、住宅部局や居住支援協議会、居住支援法人と連携し利用可能な物件を確保するなど、さらに積極的かつ先進的な取り組みを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援センター事業においては、退所後の住宅確保について、自立支援センター職員や住宅相談員による住宅の紹介や、契約への同行などのサポートを行っています。</li> <li>・区市町村居住支援協議会は、不動産関係団体や居住支援法人、福祉関係団体など多様な主体が参加しており、住宅の確保に配慮が必要な方が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住まい探しの相談や入居のあっせん、家賃債務保証料一部助成などの取組を行っています。都は、東京都居住支援協議会を設置し、居住支援の先進的な取組事例や協議会の設立事例の紹介等により、区市町村居住支援協議会の設立を促進するとともに、協議会活動の活性化に向けた支援を行っています。</li> </ul>
P26 ～27	P27 ～28	<p>都心部は家賃が高く、昔ながらのアパートは建替えの時期でもあり、数も少なく、そして生活保護世帯や、外国人労働者などが既に暮しており、空きは少ない。東京で一人暮らしをするのはとても大変である。</p> <p>転宅時の支援やマッチングは良いが、都営住宅もまた都心部も競争であり、都心部を中心とした、低所得者向けの家賃補助制度をもっと考え出しても良いのではなかろうか？路上から脱却し、この街で、生保にせよ、自立にせよ、半福祉半就労にせよ、暮していけるイメージや現実味が、掛け声以外はないと言うのは如何なものだろうか？</p> <p>とは云え、少なからず成功事例があることも私たちも知ってはいるが、路上の当事者はほとんど知らない。なので、自立へのイメージが作れるような教材でも作って希望を持ってもらうと言うのも手は手である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅については、真に住宅に困窮する低額所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、都営住宅の特別割当制度を実施しています。平成14年度から、自立支援センターを自立により退所する者向けに、特別割当を実施しています。（令和4年度割当戸数：20戸）（P26 参照）</li> <li>・生活困窮者自立支援法施行規則に定める要件に該当する者に対しては、区において、誠実かつ熱心に就職活動を行うことなどを条件に、住居確保給付金の支給を行います。（P27 参照）</li> </ul>

素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P29	P30	<p>「無料低額診療事業」について</p> <p>無料低額診療事業を実施する医療機関は少なく、その要因として医療機関の財政負担が大きいことが指摘されています。東京都として無料低額診療事業施設の「効果的な活用を図る」だけでなく、同事業を実施する医療機関への支援策を実施してください。</p>	<p>事業に対して補てんする制度ではありませんが、経営主体によっては固定資産税や不動産取得税の非課税など税制上の優遇措置が講じられています。</p>
P29	P30	<p>東京都内で無料低額診療事業を行なう医療機関は60弱にとどまり、また各機関に財政負担を強いる仕組みになっている。東京都自ら実施機関を開拓し、資金的な補助を行なうなど、効果的な活用を図るための具体的な施策を実施していただきたい。</p>	
P32	P33	<p>「④ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応」という項目の中に、「学校教育では、社会の一員として自覚を促すとともに望ましい勤労観や職業観を育成できるよう、体系的な『キャリア教育』を推進します」とあるが、本項目の内容としてはそぐわない。</p> <p>キャリア教育実施の是非はともかく、実際のキャリア形成には個人の勤労観や職業観のみならず、生育環境や社会環境による影響を大いに受けると考えられる。本計画に記された表現では、キャリア形成の“成否”を勤労観や職業観といった個人の意識の問題に矮小化しかねないばかりか、あたかも「社会の一員としての自覚」の有無がホームレス状態にいたる要因であるかのような誤解を生じさせようため、東京都自ら「ホームレス」への偏見を助長させかねないことが懸念される。</p> <p>本項目ではむしろ、直前に記載されているようにホームレス状態にいたる前の段階で利用できる支援施策を充実させるとともに、現にホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者がそうした支援施策に容易にアクセスできるような広報周知活動や対社会人教育を推進すべきである。</p> <p>学校教育について言及するのであれば、困窮した際に利用できる社会福祉制度をはじめとするセーフティネットへの理解を深めることや、支援施策を利用することをためらうことがないようにスティグマを軽減させるような教育をすべきである。</p>	<p>・キャリア教育については「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す」（P33 参照）ことを目的に実施しており、記載についてはホームレスへの偏見を助長させる意図はございません。</p> <p>・加えて、学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載しています。各学校が「人権教育プログラム」を活用し、人権課題「路上生活者」に関わる正しい理解を深められるようにしています。さらに、地域の実態に即して、児童・生徒に対する生活指導を徹底させるとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図るよう努めていきます。（P41 参照）</p>
P34 ～35	P35 ～36	<p>「生活保護法による保護の実施」について</p> <p>路上生活者の高齢化が進んでいますが、その中には生活保護制度にまつわる誤解やスティグマにより申請をためらっている人が少なくありません。東京都がウェブサイト、ポスター、ラジオCM等、様々な手段を用いて、「生活保護は権利」との広報を積極的におこない、誤解やスティグマ、偏見の解消に努めるべきです。</p> <p>また、生活保護法では施設入所の強制は禁止されていますが、実際には都内の多くの福祉事務所で施設入所前提の対応が行われています。都として違法対応がないか調査をおこない、各区市に対応の改善を求めるべきです。</p>	<p>・都は、ホームページ等で生活保護の申請は国民の権利であることを周知するとともに、各区市等の実施機関に対して相談者に申請をためらわせないよう適切な対応を行うよう周知しております。</p> <p>・また、生活保護開始時において、「居宅生活が可能と認められた者等で、住宅を確保するために敷金等を必要とする場合は、敷金等の支給が可能であること」や「直ちに居宅生活を営むことが困難な場合には、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行うこと」などが国通知で示されています。引き続き国通知に基づき、居住地のない要保護者へ適切に対応するよう、各区市等の実施機関へ働きかけてまいります。</p>



素案 ページ	修正後 ページ	ご意見の概要	都の考え方・対応内容
P36	P37	<p>「2. ホームレスの状態に即した生活保護の適用」では、「宿泊所も保護の適用の場として活用」としているが、P37に「宿泊所においては～、その取組内容には事業者によって大きな差が見られます」とあるように、適切な居住環境を提供していない事例も報告されている。劣悪な居住環境の施設や、設備面では一定水準以上であっても利用者の貧困状態を固定し抑圧・搾取する施設が散見されるとともに、近年では郊外のアパートに生活保護利用者を住ませ、地域の相場より高額な家賃を徴収するほか、物件自体を転売して利益を得るなど、巧妙化した「貧困ビジネス」が横行している。</p> <p>「貧困ビジネス」に対しては規制や行政指導の強化が必要だが、同時に優良な居住環境を得るためのハードルを下げることで、劣悪な居住環境で搾取される必要がない構造を構築することが必要である。こうした「貧困ビジネス」に繋がらないための対策を記すべきだと考える。</p>	<p>・都は平成30年6月の社会福祉法改正により、「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例」における設備等の基準を改定し、複数人居の解消を推進しており、令和5年4月1日以降は全ての無料低額宿泊所が個室となっています。</p> <p>・また、届出を受けた無料低額宿泊所の一覧や契約書等をホームページに掲載しているほか、無料低額宿泊所に対して指導検査等を行い、基準に適合しない場合は指導を行うとともに、検査結果をホームページに公表するなど適正実施に努めています。</p>
P36 ～37	P37 ～38	<p>「ホームレスの状態に即した生活保護の適用」について</p> <p>コロナ禍の初期では、住まいのない状態からの生活保護申請者が東京都の「協議ホテル」を一時的な宿泊場所として利用することができましたが、「協議ホテル」が実質的に終了した2022年10月以降、都内の各自治体で生活保護を申請しようとした人が千葉または埼玉の「山奥にある無料低額宿泊所に入るしかない」と言われ、申請を断念させられるという事例が続出しています。背景には、東京都内に安心して暮らせる個室の宿泊施設が圧倒的に不足しているという問題があります。</p> <p>「協議ホテル」事業を再開する等、東京都が率先して生活保護申請者が安心して滞在できる宿泊場所の確保に努めてください。</p>	<p>・ご意見いただきました「協議ホテル」とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請などにより居所を失う者が多く見込まれたため、住宅扶助特別基準を超える宿泊料のビジネスホテル等の利用が厚生労働省の通知により可能となったものであり、現在は取り扱いを終了しています。</p> <p>・都は、無料低額宿泊所の開設相談等に対応するとともに、生活保護制度が適切に運用されるよう各区市等の実施機関に働きかけてまいります。</p>
P40	P41	<p>「簡易宿所が多く集まる山谷地域では、まだある程度の日雇労働者も居住しており、労働者の大半が従事している土木・建設関連業界からの求人数は減少し、さらに労働者は高年齢化してきているため、雇用の安定は厳しい状況にあります。」という箇所を見て、現在、建設業界はもともと人手不足で外国人労働者活用、残業規制による2024年問題があるので違和感を感じました。外国人の方が生活保護受給が難しく就労への準備が難しいので対策が必要だと感じました。山谷地域と限定しなければ過酷な労働条件という課題はあるかもしれませんが、むしろ土木・建設関連業界の雇用機会に恵まれているかもしれません。</p>	<p>ご指摘の記載は、山谷地域に居住する日雇労働者の雇用状況について説明したものです。</p> <p>山谷地域は、日雇労働者の減少や高齢化等と相まって、日雇労働供給力が低下し、民間の日雇労働求人が減少しています。</p>
P44	P45	<p>「②民間団体との連携」では、地域の実情を把握している民間団体との連携や協力の重要性が強調されている。そのためには、本計画の策定会議委員として民間のホームレス支援団体にも参加を仰ぐべきである。地域による実情の違いや、団体それぞれの支援対象のターゲット層の違いにより蓄積されている知見も異なることから、複数の民間団体が策定過程に参加することが望ましい。</p>	<p>本計画の取りまとめに当たっては、学識経験者、社会福祉法人及び就労支援団体等の関係団体、関係行政機関で構成する策定会議を設置し、意見を聞いております。</p>
P47	P87	<p>公表されている本計画の策定会議委員の名簿 (<a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/rojo/sakuteikaigi5.files/5thplan_member2312.pdf">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/rojo/sakuteikaigi5.files/5thplan_member2312.pdf</a>) は、本計画の「参考資料」にも付すことが望ましい。</p>	<p>ご指摘を踏まえまして、策定会議の委員名簿については「参考資料」に掲載させていただきます。</p>